

## 都営交通の経営に関する有識者会議設置要綱

4 交 総 第 862 号

令和 4 年 11 月 16 日

## (目的)

第 1 条 都営交通が、東京の都市活動や都民生活を支える公共交通機関として中長期的に安定した輸送サービスを提供できる、持続可能な経営基盤を確立するため、外部の幅広い見地から意見・助言を得ることを目的に、「都営交通の経営に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 有識者会議は、交通局に対し次に掲げる事項について意見を述べるとともに、助言を行う。

- (1) 都営交通の経営に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 有識者会議は 10 名以内の委員で構成し、委員は交通局長が委嘱する。

- 2 交通局長は、有識者会議の議論の内容に応じて、臨時に委員を委嘱することができる。当該委員（以下「臨時委員」という。）の人数は前項の委員の人数には含まず、また、上限は設けない。

## (任期)

第 4 条 委員（臨時委員を除く。）の任期は、2 年以内とする。ただし、再任することができる。

- 2 前項の場合において、欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、原則として有識者会議 1 回ごととする。ただし、議論が複数回にわたることが事前に明らかな場合は、この限りではない。

## (座長)

第 5 条 有識者会議には、委員（臨時委員を除く。）の互選による座長を置く。

- 2 座長は、有識者会議を招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 有識者会議には、専門の事項を検討するための専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、有識者会議が定める事項について検討する。

3 専門部会は、有識者会議の委員（臨時委員を含む。）のうちから座長が指名する者をもって構成する。

(関係者の出席)

第7条 座長は必要があると認めるときは、有識者会議及び専門部会に委員以外の者を出席させ、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

第8条 会議（専門部会の会議を含む。以下同じ。）並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議等」という。）は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(有識者会議の庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月16日から施行する。